

平成20年12月3日

各 位

会 社 名 株式会社シャルレ
代表者名 代表執行役社長 岡本 雅文
(コード番号 9885 大証第二部)
問合せ先 管理本部長 田中 成和
TEL (078) 792-7431

公開買付者らからの「公開買付期間の延長及び公開買付開始公告等の
記載内容の訂正に関するお知らせ」について

有限会社サザンイーグル及び有限会社オットー（これらを総称して「公開買付者ら」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付けについて、公開買付者らから、別紙のとおり「公開買付期間の延長及び公開買付開始公告等の記載内容の訂正に関するお知らせ」が提出されましたのでお知らせいたします。

以 上

平成20年12月3日

各位

会社名：有限会社 サザンイーグル
代表者名：代表取締役 古庄秀樹

会社名：有限会社 オットー
代表者名：代表取締役 古庄秀樹

公開買付期間の延長及び公開買付開始公告等の記載内容の訂正 に関するお知らせ

有限会社サザンイーグル（以下「サザンイーグル」といいます。）及び有限会社オットー（以下「オットー」といい、サザンイーグルと総称して又は個別に「公開買付者」といいます。また、これらを総称して「公開買付者ら」ということがあります。）は、株式会社シャルレ（以下「対象者」といいます。なお、対象者は、平成20年10月1日付で商号を「株式会社テン・アローズ」から「株式会社シャルレ」に変更しております。）の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、平成20年9月22日付で提出した公開買付届出書の記載事項（平成20年10月21日付、平成20年10月29日付、平成20年11月7日付、平成20年11月12日付及び平成20年11月20日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により追加・訂正された事項を含みます。以下同様です。）を訂正するために、平成20年12月2日付で訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」という。）の延長、並びに、平成20年9月22日付の公開買付開始公告、平成20年10月29日付「公開買付条件等の変更の公告」、平成20年11月7日付「公開買付条件等の変更の公告」、及び平成20年11月20日付「公開買付条件等の変更の公告」（以下「公開買付開始公告等」と総称します。）に記載した内容の訂正に関して、下記のとおり、お知らせいたします。なお、かかる公開買付期間の延長については、本日付で公開買付条件等の変更の公告（電子公告（電子公告アドレス<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）を行い、その旨等を日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。）をいたしますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 公開買付期間の延長

公開買付者は、平成20年9月22日から平成20年11月5日を公開買付期間として本公開買付けを開始いたしましたが、①平成20年10月29日付「公開買付期間の延長、公開買付開始公告の訂正及び訂正届出書の提出に関するお知らせ」にて公表したとおり、平成20年10月29日付で、公開買付期間の末日を平成20年11月13日まで延長し、また、②平成20年11月7日付「公開買付期間の延長及び公開買付開始公告等の記載内容の訂正に関するお知らせ」にて公表したとおり、平成20年11月7

日付で、公開買付期間の末日を平成20年11月28日まで延長し、さらに③平成20年11月20日付「公開期間の延長及び公開買付開始公告等の記載内容の訂正に関するお知らせ」にて公表したとおり、平成20年11月20日付で公開買付期間の末日を平成20年12月8日まで延長いたしました。

対象者は、平成20年11月7日開催の取締役会において、本公開買付けについての賛同の意見を一旦、撤回して、意見の再表明までの間、意見を留保することとしておりましたが、平成20年12月2日開催の取締役会において、最終的な意見として本公開買付けについて賛同できないとの結論に至り、その旨を決議しました。また、対象者は、平成20年12月2日開催の取締役会において、取締役兼代表執行役社長にあった林勝哉氏を代表執行役社長の地位から解任しました。公開買付者らの発行済株式の100%を実質的に支配する株式会社Tomorrowは、林勝哉氏、林宏子氏、林雅晴氏、林達哉氏及び瀬崎五葉氏（以下、本項において「創業家一族」といいます。）との間で、その保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意をしておりましたが、上記のとおり対象者取締役会の最終的な意見として賛同できないとの結論に至ったことを受けて、創業家一族との間のマネジメントバイアウト基本契約の条項に基づいて、創業家一族に対し、本公開買付けに応募しないこと又は応募を撤回することを請求し、創業家一族は、マネジメントバイアウト基本契約に基づき、本公開買付けに応募しない又は応募を撤回する義務を負っております。創業家一族がかかる義務を履行することにより、買付予定数の下限を満たさないことになり、結果として本公開買付けは成立しないこととなります。

これらの事情を受けて、また、状況に鑑みて算定の経緯に関する事実関係を補足することが望ましいこと等から、公開買付者は、本公開買付けに係る公開買付届出書の記載事項を訂正するとともに、公開買付期間の末日を平成20年12月16日まで延長いたします。

II. 公開買付開始公告等の記載内容の訂正の内容

公開買付開始公告等に記載した内容を以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付してあります。

1. 公開買付けの目的

(3) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<省略>

対象者の取締役兼代表執行役である林勝哉氏、対象者の創業者であり取締役でもある林宏子氏、対象者の創業者である林雅晴氏、並びにその親族である林達哉氏及び瀬崎五葉氏（以下、上記5名を総称して「創業家一族」といいます。）は、それぞれ、以下のとおり対象者の株式を保有しているところ、公開買付者らは、創業家一族との間で、その保有する以下の対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

<中略>

対象者の取締役兼代表執行役である林勝哉氏を含む創業家一族の一部は、買付者等株式譲渡（以下に定義します。）に係る代金決済及び本公開買付けの決済が完了した場合には、下記「(4) ②創業家等との合意」に記載のとおり、ハヤテインベストメント株式会社（以下「ハ

ヤテ」といいます。) (注4) が運用助言を行うファンドであるK&H L.P. (ジェネラルパートナー: Bianco Capital Ltd.) (以下「ハヤテ・ビークル」といいます。) に対してリミテッド・パートナーとして出資を行い、また、当該出資金のうち金31億円について、ハヤテ・ビークルはTomorrowに対して出資を行う予定です。また、林勝哉氏は、本公開買付け終了後も継続して対象者の経営にあたる予定です。

対象者は、平成20年9月19日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。その後、対象者は、下記(5)「買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、平成20年11月7日開催の取締役会において、本公開買付けについての賛同の意見を一旦、撤回して、意見の再表明までの間、意見を留保することとし、外部の専門家による利益計画の再検証を行った上、これを踏まえて、平成20年11月19日を目処として意見の再表明を行うことを決議いたしました。なお、対象者は、その保有する自己株式を本公開買付けに一切応募しないことを合意しております。

(注3) マネジメント・バイアウト(MBO)とは、一般的に、対象企業の業務執行を行う取締役の全部又は一部が、金融投資家等と共同して対象企業の株式を取得する取引をいいます。

<後略>

(訂正後)

<省略>

対象者の取締役兼代表執行役である林勝哉氏(注3の2をご参照ください)、対象者の創業者であり取締役でもある林宏子氏、対象者の創業者である林雅晴氏、並びにその親族である林達哉氏及び瀬崎五葉氏(以下、上記5名を総称して「創業家一族」といいます。)は、それぞれ、以下のとおり対象者の株式を保有しているところ、公開買付者らは、創業家一族との間で、その保有する以下の対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。しかしながら、下記に記載のとおり、対象者の賛同表明が撤回され、最終的な意見として本公開買付けについて賛同できないとされたことを受けて、Tomorrowは、下記本MBO基本契約の条項に基づいて、創業家一族に対し、本公開買付けに応募しないこと又は応募を撤回することを請求し、創業家一族は、本MBO基本契約に基づき、本公開買付けに応募しない又は応募を撤回する義務を負っております。創業家一族がかかる義務を履行することにより、買付予定数の下限を満たさないことになり、結果として本公開買付けは成立しないこととなります。

<中略>

対象者の取締役兼代表執行役である林勝哉氏(注3の2)を含む創業家一族の一部は、買付者等株式譲渡(以下に定義します。)に係る代金決済及び本公開買付けの決済が完了した場合には、下記「(4)②創業家等との合意」に記載のとおり、ハヤテインベストメント株式会社(以下「ハヤテ」といいます。)(注4)が運用助言を行うファンドであるK&H L.P.(ジェネラルパートナー: Bianco Capital Ltd.) (以下「ハヤテ・ビークル」といいます。)に

対してリミテッド・パートナーとして出資を行い、また、当該出資金のうち金 31 億円について、ハヤテ・ピークルは Tomorrow に対して出資を行う予定です。また、林勝哉氏は、本公開買付け終了後も継続して対象者の経営にあたる予定です。

対象者は、平成 20 年 9 月 19 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。その後、対象者は、下記（5）「買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、平成 20 年 11 月 7 日開催の取締役会において、本公開買付けについての賛同の意見を一旦、撤回して、意見の再表明までの間、意見を留保することとし、外部の専門家による利益計画の再検証を行った上、この結果を踏まえて、平成 20 年 11 月 19 日を目処として意見の再表明を行うことを決議いたしました。その後、佐藤明夫（佐藤総合法律事務所・弁護士）を委員長とし、松林光男（ワク・コンサルティング株式会社・代表取締役／エグゼクティブコンサルタント）及び戸川信義（コンピタント税理士法人・公認会計士／税理士）を委員とする外部の専門家による検証委員会（以下「検証委員会」といいます。）によって、対象者の利益計画が再検証された結果、「本利益計画は、ダウンケースである 8 月 31 日計画、アップケースである 9 月 13 日計画のいずれについても、不合理であるとはいえないと判断する」旨が社外取締役に対して報告され、また、上記の 8 月 31 日計画及び 9 月 13 日計画を、再度、外部の独立した第三者算定機関である株式会社コーポレートパートナー（代表取締役加納孝彦・公認会計士）に提出して再度の株式評価を依頼しました（具体的な算定結果については、平成 20 年 12 月 2 日付で対象者が提出した意見表明報告書の訂正報告書（以下「訂正報告書」といいます。）をご参照ください。）。他方、対象者は、社内調査を実施し、その結果判明した事実（具体的内容については、本訂正報告書をご参照ください。）や委員会（下記（5）で定義されます。）による調査結果を勘案した結果、平成 20 年 12 月 2 日開催の取締役会において、当初の本公開買付けについての対象者の意見表明に至るプロセスには重大な利益相反行為が介在しているため、検証委員会による検証結果等を踏まえても、最終的な結論として本公開買付けについて賛同することができないことを決議いたしました。対象者の取締役会は、平成 20 年 11 月 7 日開催の取締役会及び平成 20 年 12 月 2 日開催の取締役会の決議に関して三井法律事務所より法的助言を受けております。なお、対象者は、その保有する自己株式を本公開買付けに一切応募しないことを合意しております。

また、本訂正報告書においては、対象者の役員に関し、以下の内容が記載されております。

- ・ 対象者は、平成 20 年 12 月 1 日付で、林勝哉氏を、代表執行役社長から一旦解任しました。しかしながら、対象者は、かかる解任と意見表明の開示については同日付で行うことが適切であるとの判断の下、林勝哉氏の解任決議について一旦、撤回しました。
- ・ その後、対象者は、平成 20 年 12 月 2 日付で、林勝哉氏を代表執行役社長から解任しました。
- ・ 対象者は、同日付で、代表執行役の後任として、執行役であった岡本雅文氏を代表執行役社長、同じく執行役であった橋本欣也氏を代表執行役副社長に選定いたしました。

た。

・ 対象者は、取締役である林勝哉氏及び林宏子氏に対して、取締役の地位の辞任を勧告しております。

・ 対象者の社外取締役3名についても、速やかに後任候補者を選定し、後任の取締役候補者が株主総会で選任された時点をもって辞任することとしております。

(注3) マネジメント・バイアウト(MBO)とは、一般的に、対象企業の業務執行を行う取締役の全部又は一部が、金融投資家等と共同して対象企業の株式を取得する取引をいいます。

(注3の2) 林勝哉氏は、本屆出書提出当初は、対象者の取締役兼代表執行役でしたが、上記のとおり、平成20年12月2日付で代表執行役の地位を解任され、取締役となっております。以下、同じです。

<後略>

(4) 本公開買付けを実施する背景及び実施する理由並びに本公開買付け後の経営方針等

① <省略>

② 創業家等との合意

(訂正前)

<省略>

次に、創業家一族は、公開買付者らとの間で各人が保有する対象者株式(具体的には、上記「(3)本公開買付けの概要」参照)の全てについて本公開買付けに応募する旨合意しております。また、買付者等株式譲渡及び本公開買付けの決済が完了した場合には、①林勝哉氏を含む創業家一族の一部は、ハヤテ・ビークルに対してリミテッド・パートナーとして出資を行い、また、②ハヤテ・ビークルは本公開買付けの決済後にTomorrowが行う予定の第三者割当増資を引き受け、創業家一族がハヤテ・ビークルに対して出資した金銭のうち金31億円について、Tomorrowに対して出資することを予定しております。当該第三者割当増資が実行された後においては、MSPETH及びハヤテ・ビークルは、Tomorrowの発行済株式総数のそれぞれ約50.8%及び約49.2%を保有することとなる予定です。

<中略>

加えて、Tomorrowは、買付者等株式譲渡及び公開買付者らによる本公開買付けに係る決済に要する資金を調達するため、MSPETHを割当先とする32億円の第三者割当増資及び株式会社三菱東京UFJ銀行からの最大116億円の借入れ(以下「買収ローン」といいます。なお、このうち31億円については上記のハヤテ・ビークルから出資された金額により返済されることが予定されています。)を行った上で、本公開買付けに係る決済に要する資金については、公開買付者らに対して貸し付けることを予定しております。買収ローンに関しては、Tomorrowの発行済株式(本屆出書提出日時点においてMSPETHが保有する株式、MSPETHが上記の第三者割当増資の引受けにより取得する株式、ハヤテ・ビークルが取得する株式)、公開買付者ら及びクレマチスの発行済株式(Tomorrowが保有するサザンイーグルの

株式25,102株、オットーの株式23,684株及びクレマチスの株式98株、並びにサザンイーグルが保有するクレマチス株式102株、クレマチスの保有するオットー株式7,478株)、公開買付者らが保有し又は本公開買付けにより取得する対象者株式、及びその他の一定の資産に対して、担保権が設定される予定です。また、本完全子会社化手続の完了により、公開買付者らが対象者の発行済株式の全てを保有することになった場合には、公開買付者ら及びクレマチス並びに対象者及びその子会社が買収ローンを連帯保証し、対象者及びその子会社の一定の資産を買収ローンの担保に供する予定です。

<後略>

(訂正後)

<省略>

次に、創業家一族は、公開買付者らとの間で各人が保有する対象者株式（具体的には、上記「(3) 本公開買付けの概要」参照）の全てについて本公開買付けに応募する旨合意しております。また、買付者等株式譲渡及び本公開買付けの決済が完了した場合には、①林勝哉氏を含む創業家一族の一部は、ハヤテ・ビークルに対してリミテッド・パートナーとして出資を行い、また、②ハヤテ・ビークルは本公開買付けの決済後にTomorrowが行う予定の第三者割当増資を引き受け、創業家一族がハヤテ・ビークルに対して出資した金銭のうち金31億円について、Tomorrowに対して出資することを予定しております。当該第三者割当増資が実行された後においては、MS P E T H及びハヤテ・ビークルは、Tomorrowの発行済株式総数のそれぞれ約50.8%及び約49.2%を保有することとなる予定です。

しかしながら、下記に記載のとおり、対象者の賛同表明が撤回され、最終的な意見として本公開買付けについて賛同できないとされたことを受けて、Tomorrowは、本MBO基本契約の条項に基づいて、創業家一族に対し、本公開買付けに応募しないこと又は応募を撤回することを請求し、創業家一族は、本MBO基本契約に基づき、本公開買付けに応募しない又は応募を撤回する義務を負っております。創業家一族がかかる義務を履行することにより、買付予定数の下限を満たさないことになり、結果として本公開買付けは成立しないこととなります。

<中略>

加えて、Tomorrowは、買付者等株式譲渡及び公開買付者らによる本公開買付けに係る決済に要する資金を調達するため、MS P E T Hを割当先とする32億円の第三者割当増資及び株式会社三菱東京UFJ銀行からの最大116億円の借入れ（以下「買収ローン」といいます。なお、このうち31億円については上記のハヤテ・ビークルから出資された金額により返済されることが予定されています。）を行った上で、本公開買付けに係る決済に要する資金については、公開買付者らに対して貸し付けることを予定しております。買収ローンに関しては、Tomorrowの発行済株式（本届出書提出日時点においてMS P E T Hが保有する株式、MS P E T Hが上記の第三者割当増資の引受けにより取得する株式、ハヤテ・ビークルが取得する株式）、公開買付者ら及びクレマチスの発行済株式（Tomorrowが保有するサザンイーグルの株式25,102株、オットーの株式23,684株及びクレマチスの株式98株、並びにサザンイーグルが

保有するクレマチス株式102株、クレマチスの保有するオットー株式7,478株)、公開買付者らが保有し又は本公開買付けにより取得する対象者株式、及びその他の一定の資産に対して、担保権が設定される予定です。また、本完全子会社化手続の完了により、公開買付者らが対象者の発行済株式の全てを保有することになった場合には、公開買付者ら及びクレマチス並びに対象者及びその子会社を買収ローンを連帯保証し、対象者及びその子会社の一定の資産を買収ローンの担保に供する予定です。Tomorrowは、MSPETHから最大33億円の出資を行う用意がある旨の証明書を、また株式会社三菱東京UFJ銀行から最大116億円の融資を行う用意がある旨の証明書(平成20年11月末日までが期限となっております。)を取得していたところ、平成20年11月19日、株式会社三菱東京UFJ銀行から当該証明書の期限を延長せず、融資を行わないことを決定した旨の連絡を受けました。その後、Tomorrowにおいては、本取引のための新たな資金調達先を見つけるべくMSPETHを含む複数の候補先との間で協議、交渉を重ね、鋭意努力を続けておりました。そして、最も有力な候補先であったMSPETHにおいては、本取引がMBOの手法を用いて行われるものであり、林勝哉氏が引き続き対象者の業務執行を担うこと、および、対象者の取締役会が本公開買付けに反対しないことを前提として検討し、基本的に資金提供を行う旨の内部的意向を一旦固めておりました。しかしながら、対象者が、平成20年12月2日開催の取締役会において、取締役兼代表執行役社長にあった林勝哉氏を代表執行役社長の地位から解任したこと、また、同取締役会において、最終的な意見として本公開買付けについて賛同できないとの結論にいたったことにより、上記資金提供の前提に重大な変更が生じることとなり、Tomorrowにおいて本取引のための資金調達については最終的に目途がたっておりません。

(5) 買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

(訂正前)

① 本公開買付けに至る意思決定過程における恣意性の排除

<省略>

また、対象者の取締役会は、平成20年6月より、本取引の法的論点に関する説明を弁護士法人大江橋法律事務所(以下「大江橋法律事務所」といいます。)から受けております。

<中略>

なお、対象者の取締役兼代表執行役である林勝哉氏は、公開買付者らの発行済株式の100%を実質的に保有するTomorrowに対しハヤテ・ビークルを通じて出資を行うことが予定されているため、対象者の意思決定の公正性を担保するため、対象者の取締役会における本取引に関連する審議及び議決には、特別利害関係人として参加しておりません。また、林宏子氏についても、創業家一族であることに鑑み、疑義を避けるために本取引に関連する審議及び議決には参加しておりません。なお、本取引に関連する決議の行われた対象者の取締役会には、林勝哉氏及び林宏子氏以外の対象者の取締役が全員出席し、出席取締役の全員一致で本公開買付けに賛同する旨の決議が行われております。

(注5) 対象者は、平成20年4月の取締役会で承認を受けた中期利益計画を基に、同年7月に事業計画を作成いたしました。当該事業計画は、取締役会の承認を

得たものではなかったため、社外取締役が、同年8月、9月に当該事業計画の実現可能性を継続的に検討いたしました。その結果を踏まえて作成した事業計画の数字を取締役会で決議しております。

その後、対象者は、平成20年10月26日開催の取締役会において、賛同の意見を表明することを決定するまでの手続経過等に関して内部通報等がなされたことを踏まえ、渡辺徹弁護士（北浜法律事務所・外国法共同事業）を委員長とする外部の独立した第三者委員会（以下「委員会」といいます。）を設置し、かかる内部通報の真偽を含め、かかる手続経過等の事実関係の調査及びその評価を依頼することを決議いたしました。そして、当該第三者委員会の調査結果を受け、対象者は、平成20年11月7日開催の取締役会において、①本公開買付けについての賛同の意見を一旦、撤回して、意見の再表明までの間、意見を留保すること、並びに、②あらためて、意思決定過程における透明性・公正性を最大限確保して、株式価値算定を行う際の基礎数値である利益計画の再検証を行った上、この結果を踏まえて、平成20年11月19日を目処として本公開買付けについての意見の再表明を行うことを決議しました。具体的には、佐藤明夫（佐藤総合法律事務所・弁護士）を委員長とし、松林光男（ワク・コンサルティング株式会社・代表取締役／エグゼクティブコンサルタント）、戸川信義（コンピタント税理士法人・公認会計士／税理士）を委員とする外部の専門家による検証委員会（以下「検証委員会」といいます。）を設置し、検証委員会によって、かかる利益計画の再検証を行った上、この結果を踏まえて、本公開買付けについての意見の再表明を行う予定です。

なお、林勝哉氏及び林宏子氏は、上記の平成20年10月26日及び11月7日開催の取締役会の審議及び決議には参加していません。かかる取締役会の審議及び決議には、この2名を除く取締役3名（いずれも社外取締役）の全員が出席し、審議及び決議に参加した対象者の取締役全員一致で上記の決議が行われております。

<後略>

（訂正後）

<省略>

また、対象者の取締役会は、平成20年6月から同年10月末頃まで、本取引の法的論点に関する説明を弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）から受けておりました（注4の2）。

<中略>

なお、対象者の取締役兼代表執行役である林勝哉氏は、公開買付者らの発行済株式の100%を実質的に保有する Tomorrow に対しハヤテ・ビークルを通じて出資を行うことが予定されているため、対象者の意思決定の公正性を担保するため、平成20年9月19日開催の取締役会の審議及び議決には、特別利害関係人として参加していません（本訂正報告書参照）。また、林宏子氏についても、創業家一族であることに鑑み、疑義を避けるために平成20年9月19日開催の取締役会の審議及び議決には参加していません（本訂正報告書参照）。但し、林勝哉氏及び林宏子氏は、決議の前までオブザーバーとして取締役会に出席し、その後退席しております（本訂正報告書参照）。

<中略>

(注4の2) 本訂正報告書によれば、対象者は、平成20年9月5日、大江橋法律事務所から、要旨「8月31日付計画は、KPMG FASの算定価格を低くする目的で作成されたものであると判断される可能性が十分あり、社外取締役らが善管注意義務違反に問われる可能性も十分に存在する。」という内容の法律意見書のドラフトを受領しました。そして、同訂正報告書によれば、社外取締役らが、大江橋法律事務所にその趣旨を確認したところ、7月22日付計画の位置づけについての見解の相違が原因であり、その点について十分な理解が得られなかったため、法律意見書の正本は不要である旨を回答しました。

(注5) 対象者は、平成20年4月15日の取締役会で承認を受けた中期利益計画を基に、同年7月22日に事業計画を作成いたしました。当該事業計画は、取締役会の承認を得たものではなかったため、社外取締役が、同年8月、9月に当該事業計画の実現可能性を継続的に検討いたしました。その結果を踏まえて作成した実現可能数値を平成20年8月31日開催の取締役会及び平成20年9月13日開催の取締役会で決議しており、これらがKPMG FASによる算定結果及び株式会社コーポレートパートナーによる算定結果の基礎数値となっています(本訂正報告書参照)。なお、利益計画の作成及び株式価値算定の経緯については、下記をご参照ください。

その後、対象者は、平成20年10月26日開催の取締役会において、賛同の意見を表明することを決定するまでの手続経過等に関して内部通報等がなされたことを踏まえ、渡辺徹弁護士(北浜法律事務所・外国法共同事業)を委員長とする外部の独立した第三者委員会(以下「委員会」といいます。)を設置し、かかる内部通報の真偽を含め、かかる手続経過等の事実関係の調査及びその評価を依頼することを決議いたしました。そして、当該第三者委員会の調査結果を受け、対象者は、平成20年11月7日開催の取締役会において、①本公開買付けについての賛同の意見を一旦、撤回して、意見の再表明までの間、意見を留保すること、並びに、②あらためて、意思決定過程における透明性・公正性を最大限確保して、株式価値算定を行う際の基礎数値である利益計画の再検証を行った上、この結果を踏まえて、平成20年11月19日を目処として本公開買付けについての意見の再表明を行うことを決議しました。なお、状況に鑑み、委員会の調査結果、本訂正報告書及びモルガン・スタンレー・キャピタル株式会社(上記1(1)の(注1)をご参照ください。以下「MSC」といいます。)の認識に基づき、対象者の利益計画の策定・見直しの経緯及び対象者側の株式価値算定の経緯について、下記のとおり、補足いたします。ただし、以下における委員会の調査結果及び本訂正報告書の引用は網羅的ではありませんので、その全体については、対象者のプレスリリース及び本訂正報告書をご参照下さい。

対象者は、平成20年4月の取締役会で中期利益計画の承認を受けましたが、その後、当該利益計画を基に順次、複数の利益計画の案を作成し(委員会の調査結果第2第2項)、そのうち5月28日付の利益計画は、本取引の貸付人候補者に対して提出されました。その後、対象者は、第一四半期の業績が予想以上に低迷したため、当該業績やプロジェクトの進捗

を踏まえた形で従前の計画をアップデートして7月11日付の利益計画を作成しましたが（本訂正報告書参照）、これに対して、MSCの担当者は、7月11日付の利益計画が従前の利益計画より数値が下振れしていることの合理性の確認や数値の誤りの指摘などを行いました。対象者は、かかるMSCの担当者による指摘を受け、数値の下振れの度合いを緩和する形で、7月22日付の利益計画（以下「7月22日付計画」といいます。なお、7月22日付計画は、取締役会の承認を経ておりませんでした。）を作成し（本訂正報告書参照）、KPMG FAS に対して、7月22日付計画を株式価値算定の基礎数値として提出しました（委員会の調査結果第2第3項）。また、MSCは、対象者から受領した7月22日付計画を株式会社三菱東京UFJ銀行に対して提出しました。ちなみに、KPMG FAS が対象者に対して提出した算定結果報告書のドラフトにおいて示された算定結果は、公開買付者側が依頼した第三者機関（EYTAS）による対象者の株式価値の算定結果と乖離しており、DCF法により算定された対象者の株式価値の価格範囲には重なりが生じませんでした（委員会の調査結果第2第4項）。

林勝哉氏はハヤテのアドバイスを受けて、8月3日から8月12日にかけて、低い公開買付け価格に賛同した場合の法的リスクなどについて社外取締役の説明すべきであると主張する執行役に対して、リスクを過大に評価した説明をすべきでない旨の指示をしたり、社外取締役に対する本件に関する最初の説明の場にハヤテが同席することについて反対する執行役に対して、KPMG FAS による算定結果の速報値を基に社内の者のみで議論しては、本公開買付けに賛同する方向での議論にならないとしてハヤテを出席させるよう指示しました（本訂正報告書参照）。

平成20年8月12日、対象者の役員ミーティングにおいて本取引の法的論点に関して大江橋法律事務所による説明が行われ（なお、MSCの担当者はこの役員ミーティングには参加していません）、当該ミーティングの終了後に開催された会議において、MSC及び対象者らは、KPMG FAS と EYTAS の算定結果をお互いに説明した上で、KPMG FAS の算定の基礎数値である7月22日付計画の見通しや双方の株式価値算定の方法などについての質疑を行いました。また、その際、MSCの担当者は、対象者の過去の業績の推移や利益計画の変遷などに照らして、7月22日付計画の見通しについて疑問がある旨の指摘を行いました。

対象者は、平成20年8月中旬、かかる協議の結果を踏まえた林勝哉氏の依頼に基づき、株式価値算定を行う際の基礎数値である利益計画を更に複数策定し、KPMG FAS に提出し、その株式価値の試算結果を得ましたが、この時点においても、公開買付者側が依頼した第三者機関（EYTAS）による対象者のDCF法による株式価値の算定結果との間に乖離がみられました（委員会の調査結果第2第4項及び本訂正報告書参照）。

なお、上記の平成20年8月中旬に対象者において作成した複数の利益計画は、対象者からMSCに送付され、この間、MSCの担当者は、対象者の執行役らに対して、8月12日の会議において議論された7月22日付計画の見通しに関わる論点を複数指摘しました。これらの論点は、7月22日付計画について株式価値算定の算定結果を引き下げる内容でした。

その後、平成20年8月27日開催の社外取締役らが参加した役員ミーティングにおいて、

社外取締役自らが対象者の執行役やプロジェクトメンバーのヒアリングを行い、7月22日付計画の基礎とされた具体的な事業戦略、内容及び実現可能性を見極め、その結果、新たに利益計画を作成することが決定されました(委員会調査結果第2第5項)。MSCは、上記の8月27日開催の役員ミーティングの後、対象者らとの間で会議を行い、買付者の立場から、対象者の実績及び複数の利益計画の作成の経緯に鑑み、買付者の視点から対象者の中長期的な企業価値の向上に向けて現状の問題点を指摘するとともに、将来に向けての改善点を提示し、さらに、対象者が作成した利益計画の実現可能性は低いと考えていることを指摘するとともに、過去の公開買付事例における公開買付価格の市場価格からのプレミアムの紹介及び公開買付者側が依頼した第三者機関（EYTAS）の株価算定方法の説明などを行いました。

社外取締役らは平成20年8月29日、上記の8月27日の決定に従ってヒアリングを行いました(委員会の調査結果第2第5項)。このヒアリングにはMSCは参加していません。なお、創業家アドバイザーであるハヤテが当該ヒアリングに参加し、質問などを行っておりました。

社外取締役らは、上記のヒアリングの結果を基に7月22日付計画の分析を行い、当該分析結果を「試算指示書」と題するペーパーにまとめて、対象者において本公開買付けの検討を行っていたプロジェクトメンバーに具体的な計算作業を指示し、平成20年8月31日開催の取締役会において、上記「試算指示書」に基づき作成された株式価値算定を行う際の基礎数値である利益計画(以下「8月31日付計画」といいます。)がKPMG FASに提出されるものとして承認されました(委員会の調査結果第2第5項)。上記「試算指示書」の作成過程には、創業家アドバイザーであるハヤテが関与し、かつ、平成20年8月31日開催の取締役会における議案、及び、当該議案における8月31日付計画の承認に反対する執行役を説得するための社外取締役らの理論武装に関してもハヤテが具体的なアドバイスを行い、また、社外取締役らはハヤテによるかかる関与及びアドバイスを受け入れておりました(委員会の調査結果第2第5項)。かかるハヤテの関与及びアドバイスにあたって、MSCの担当者は、ハヤテから示された、社外取締役らがヒアリングの結果として策定した試算指示書のベースとなる考え方に基づく株式価値算定結果のシミュレーションをしながら、ハヤテとともに対象者のプロジェクトメンバーに対する指示の内容及び指示の出し方を検討しました。また、ハヤテが作成した上記「試算指示書」のドラフトをレビューし、コメントしております。最終版の上記「試算指示書」は、ハヤテが社外取締役に送付しました。

MSCの担当者は、平成20年9月4日、社外取締役らと、社外取締役が宿泊するホテルの会議室にて会議を行ない、本公開買付け後MSCが提供できる中長期的な企業価値向上施策の具体的内容についての説明、質疑応答を行い、その他本公開買付けに関して協議しました。会議が深夜まで及んだため、会議終了後同ホテル内のラウンジにて会議参加者の一部(うち社外取締役は一名)と一時間程飲食しました。その後平成20年9月10日、KPMG FASから8月31日付計画は7月22日付計画との乖離が大きく、また極端な数字の変更があったにも拘らず、そのことについての合理的な説明がないとの理由により正式に算定書

を出すことは保留したいとの連絡を受け、同年9月11日、社外取締役らはKPMG FASとの間で電話会議を行い（委員会の調査結果第2第7項）、KPMG FASに対して8月31日付計画を見直した新たな利益計画を作成すること、当該利益計画に基づいた株価算定を依頼することが決定されました。この決定に関して、MSCは当該電話会議に参加していません。MSCの担当者は、上記の決定がなされた後、社外取締役ら及びKPMG FASとの間の電話会議に参加し、KPMG FASから決定された内容の説明を受けたうえ、本公開買付けのスケジュールの確認などを行っております。

なお、林勝哉氏は、ハヤテのアドバイスをを受けて、8月21日頃から9月9日にかけて、執行役に対して、DCF法を採用しないこと、株価倍率法で採用する類似企業についてはEYTASによる算定結果で採用されている類似企業を採用すること、純資産法を採用しないこと、について、KPMG FASと交渉することを指示しております（本訂正報告書参照）。そして、このうち、最終的なKPMG FASによる算定結果においては、株価倍率法で採用する類似企業について、一部、要望が受け入れられた結果となっております（本訂正報告書参照）。MSCの担当者は、かかる林勝哉氏による指示に関して、林勝哉氏に対して指示の具体的内容を指摘するなどしています。

平成20年9月13日開催の対象者の取締役会において、二種類の利益計画が承認され、最終的には、同月14日に、8月31日付計画と同年9月13日に承認された二種類の利益計画のうちの一つが株式価値算定を行う際の基礎数値としてKPMG FASに提出され、これらの計画に基づき、対象者はその株式価値の算定結果を受領しました（委員会の調査結果第2第7項参照）。

その後、平成20年9月16日から17日にかけて、MSCの担当者は、社外取締役らとの間で、本公開買付けに係る公開買付価格について協議を行いました。また、その間、社外取締役らは、大江橋法律事務所と電話会議を行い、法的論点についての説明を受けております。そして、9月18日ころに、公開買付者らは、対象者の取締役会と協議し、また、創業家一族との間の買付者等株式譲渡における譲渡価額について別途協議の上、本公開買付けに係る公開買付価格を決定しました。

なお、上記の期間内において、MSCの担当者一名は、MSCが提案していた対象者の企業価値向上施策の一つである経営幹部の新規採用に関連して、本公開買付け後に採用する経営幹部の候補者を社外取締役一名に紹介し、質疑応答等の機会を持つために、8月25日に社外取締役一名、同候補者、ハヤテの代表者と一緒に夕食をとり、当該夕食に関連して当該社外取締役と連絡を取っております。

また、念のため、上記以外のMSCとKPMG FASとのコンタクトについて、まとめて示します。本取引を担当するMSC代表取締役は、KPMG FAS代表取締役3名のうち1名（ただし、担当が異なり、本取引には関与しておりません。）とビジネス上、旧知の関係であり、平成20年8月20日頃、当該MSC代表取締役は、当該KPMG FAS代表取締役に電話し、一般論としてKPMG FASはドラフトベースでの利益計画に基づいて株価算定を依頼され算定した場合、その後、会社が利益計画を変更した場合には、それに基づく株価算定を行わないのかとの質問を行い、株価算定は本来頻繁に変更を行う性質のものではないが、利益

計画の変更に理由がある場合などには、変更後の利益計画に基づく株価算定を行うこともあると一般論としての回答を得ています。また、平成20年9月2日、当該2名に、KPMG FASの他の代表取締役1名（本取引には関与しておりません。）とMSCの担当者1名を交え、ビジネスランチをしています。その際、本取引に関する話題は出ていないことを出席者4名から確認しています。また、平成20年9月10日頃、当該MSC代表取締役は対象者の担当者から KPMG FAS 担当者と連絡が取れないので何とか連絡を取れないかとの要請を受け、旧知の上記 KPMG FAS 代表取締役に電話し、担当者への連絡方法を聞いています。なお、本届出書に記載されたもののほか、平成20年7月から本公開買付けの開始が公表されるまでの間、本取引を担当するMSCの役員及び従業員は、本取引に関して、KPMG FASの本取引担当者とは直接コンタクトしておりません。

平成20年11月7日開催の対象者の取締役会において意見の再表明までの間意見を留保することが決定された後、対象者は、委員会による調査結果や社内調査の結果判明した事実を勘案した結果、平成20年12月2日開催の取締役会において、当初の本公開買付けについての対象者の意見表明に至るプロセスには重大な利益相反行為が介在しているため、検証委員会による検証結果等を踏まえても、最終的な結論として本公開買付けについて賛同することができないことを決議いたしました。

なお、林勝哉氏及び林宏子氏は、上記の平成20年10月26日、同年11月7日及び同年12月2日開催の取締役会の審議及び決議（同年10月26日開催の取締役会については、委員会の設置に関する審議及び決議、並びに、同年12月2日開催の取締役会については、意見表明に関する審議及び決議）には参加しておりません（本訂正報告書参照）。かかる取締役会の審議及び決議には、この2名を除く取締役3名（いずれも社外取締役）の全員が出席し、審議及び決議に参加した対象者の取締役全員一致で上記の決議が行われております（本訂正報告書参照）。

<後略>

2. 公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

(訂正前)

- ① 届出当初の期間 平成20年9月22日（月曜日）から
平成20年12月8日（月曜日）まで（52営業日）

(訂正後)

- ① 届出当初の期間 平成20年9月22日（月曜日）から
平成20年12月16日（火曜日）まで（58営業日）

(訂正前)

(11) 決済の開始日 平成20年12月16日(火曜日)

(訂正後)

(11) 決済の開始日 平成20年12月24日(水曜日)

3. 対象者又はその役員との本公開買付けに関する合意の有無

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との合意の有無及び内容

(訂正前)

対象者は、平成20年9月19日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。その後、対象者は、下記(3)「買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、平成20年11月7日開催の取締役会において、本公開買付けについての賛同の意見を一旦、撤回して、意見の再表明までの間、意見を留保することとし、外部の専門家による利益計画の再検証を行った上、これを踏まえて、平成20年11月19日を目処として意見の再表明を行うことを決議いたしました。なお、対象者は、その保有する自己株式を本公開買付けに一切応募しないことを合意しております。

公開買付者らの発行済株式の100%を実質的に支配するTomorrowは、MSPETH、ハヤテ・ビークル及び創業家一族との間で、平成20年9月18日付で、大要以下の事項を含む本MBO基本契約を締結しております。

<中略>

② Tomorrowは、公開買付者らをして、本公開買付けを実施させること。本公開買付けが開始された場合には、創業家一族は、その保有する対象者株式全部について、速やかに本公開買付けに応募し、かつ、本応募を撤回しないこと。但し、創業家一族等につき本MBO基本契約に定める表明及び保証の違反又は義務の違反が発生した場合、対象者及びその子会社の事業、資産、財務及び経営の状況並びにそれらの見通しに重大な悪影響が生じた場合、対象者の賛同表明が撤回された場合等一定の事由が発生若しくは判明した場合には、創業家一族は、本公開買付けに応募しないか又は応募を撤回する義務を負うこと。

<中略>

⑤ 本公開買付けの決済開始日に先立ち、MSPETHは、Tomorrowの発行する株式を引き受け、総額金32億円についてTomorrowに対して出資を行うこと。但し、かかる出資は、本公開買付けの成立が確実であること及び下記の資金調達が確実であること等を条件とする。

<中略>

なお、本株主間契約においては、Tomorrow又は対象者の一定の重要事項についてはMSPETH及びハヤテ・ビークルの双方の同意を要すること、Tomorrowの株式の取り扱いに関する事項、Tomorrow及び対象者の機関構成・役員構成等に関する事項等が定められております。

(訂正後)

対象者は、平成20年9月19日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。その後、対象者は、下記(3)「買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、平成20年11月7日開催の取締役会において、本公開買付けについての賛同の意見を一旦、撤回して、意見の再表明までの間、意見を留保することとし、外部の専門家による利益計画の再検証を行った上、この結果を踏まえて、平成20年11月19日を目処として意見の再表明を行うことを決議いたしました。また、対象者は、その保有する自己株式を本公開買付けに一切応募しないことを合意しております。その後、上記のとおり、対象者は、委員会による調査結果や社内調査の結果判明した事実を勘案した結果、平成20年12月2日開催の取締役会において、当初の本公開買付けについての対象者の意見表明に至るプロセスには重大な利益相反行為が介在しているため、検証委員会による検証結果等を踏まえても、最終的な結論として本公開買付けについて賛同することができないことを決議いたしました。

公開買付者らの発行済株式の100%を実質的に支配するTomorrowは、MSPETH、ハヤテ・ビークル及び創業家一族との間で、平成20年9月18日付で、大要以下の事項を含む本MBO基本契約を締結しております。

<中略>

② Tomorrowは、公開買付者らをして、本公開買付けを実施させること。本公開買付けが開始された場合には、創業家一族は、その保有する対象者株式全部について、速やかに本公開買付けに応募し、かつ、本応募を撤回しないこと。但し、創業家一族等につき本MBO基本契約に定める表明及び保証の違反又は義務の違反が発生した場合、対象者及びその子会社の事業、資産、財務及び経営の状況並びにそれらの見通しに重大な悪影響が生じた場合、対象者の賛同表明が撤回された場合等一定の事由が発生若しくは判明した場合には、創業家一族は、本公開買付けに応募しないか又は応募を撤回する義務を負うこと(注1)。

<中略>

⑤ 本公開買付けの決済開始日に先立ち、MSPETHは、Tomorrowの発行する株式を引き受け、総額金32億円についてTomorrowに対して出資を行うこと。但し、かかる出資は、本公開買付けの成立が確実であること及び下記の資金調達が確実であること等を条件とする(注2)。

<中略>

(注1) その後、対象者は、平成20年12月2日開催の取締役会において、最終的な意見として本公開買付けについて賛同できないとの結論に至り、その旨を決議しました。このように対象者の賛同表明が撤回され、最終的な意見として本公開買付けについて賛同できないとされたことを受けて、Tomorrowは、上記の本MBO基本契約の条項に基づいて、創業家一族に対し、本公開買付けに応募しないか又は応募を撤回することを請求し、創業家一族は、本MBO基本契約に基づき、本公開買付けに応募しないか又は応募を撤回する義務を負っております。創業家一族がかかる義務を履行することにより、買付予定数の下限を満たさないことになり、結果として本公開買付けは成立しないこととなります。

(注2) 資金調達に関するその後の経緯については、上記「1. 公開買付けの目的」
「(4) 本公開買付けを実施する背景及び実施する理由並びに本公開買付け後
の経営方針等」の「②創業家等との合意」をご参照ください。

なお、本株主間契約においては、Tomorrow又は対象者の一定の重要事項についてはMSPETH及びハヤテ・ビークルの双方の同意を要すること、Tomorrowの株式の取り扱いに関する事項、Tomorrow及び対象者の機関構成・役員構成等に関する事項等が定められております。

(3) 買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置
(訂正前)

<省略>

また、対象者の取締役会は、平成20年6月より、本取引に係る意思決定過程における公正性・合理性を確保するため、本取引の法的論点に関する説明を大江橋法律事務所から受けております。

<中略>

なお、対象者の取締役兼代表執行役である林勝哉氏は、公開買付者らの発行済株式の100%を実質的に保有するTomorrowに対しハヤテ・ビークルを通じて出資を行うことが予定されているため、対象者の意思決定の公正性を担保するため、対象者の取締役会における本取引に関連する審議及び議決には、特別利害関係人として参加しておりません。また、林宏子氏についても、創業家一族であることに鑑み、疑義を避けるために本取引に関連する審議及び議決には参加しておりません。なお、本取引に関連する決議の行われた対象者の取締役会には、林勝哉氏及び林宏子氏以外の対象者の取締役が全員出席し、出席取締役の全員一致で本公開買付けに賛同する旨の決議が行われております。

(注) 対象者は、平成20年4月の取締役会で承認を受けた中期利益計画を基に、同年7月に事業計画を作成いたしました。当該事業計画は、取締役会の承認を得たものではなかったため、社外取締役が、同年8月、9月に当該事業計画の実現可能性を継続的に検討いたしました。その結果を踏まえて作成した事業計画の数字を取締役会で決議しております。

その後、対象者は、平成20年10月26日開催の取締役会において、賛同の意見を表明することを決定するまでの手続経過等に関して内部通報等がなされたことを踏まえ、委員会を設置し、かかる内部通報の真偽を含め、かかる手続経過等の事実関係の調査及びその評価をすることを決議いたしました。そして、委員会の調査結果を受け、対象者は、平成20年11月7日開催の取締役会において、①本公開買付けについての賛同の意見を一旦、撤回して、意見の再表明までの間、意見を留保すること、並びに、②あらためて、意思決定過程における透明性・公正性を最大限確保して、株式価値算定を行う際の基礎数値である利益計画の再検証を行った上、この結果を踏まえて、平成20年11月19日を目処として本公開買付けについての意見の再表明を行うことを決議しました。具体的には、検証委員会を設置し、検証委員会によって、かかる利益計画の再検証を行った上、この結果を踏

まえて、本公開買付けについての意見の再表明を行う予定です。

なお、林勝哉氏及び林宏子氏は、上記の平成20年10月26日及び11月7日開催の取締役会の審議及び決議には参加しておりません。かかる取締役会の審議及び決議には、この2名を除く取締役3名（いずれも社外取締役）の全員が出席し、審議及び決議に参加した対象者の取締役全員一致で上記の決議が行われております。

(訂正後)

<省略>

また、対象者の取締役会は、平成20年6月から同年10月末頃まで、本取引の法的論点に関する説明を弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）から受けておりました（注1）。

<中略>

なお、対象者の取締役兼代表執行役である林勝哉氏は、公開買付者らの発行済株式の100%を実質的に保有する Tomorrow に対しハヤテ・ビークルを通じて出資を行うことが予定されているため、対象者の意思決定の公正性を担保するため、平成20年9月19日開催の取締役会の議決には、特別利害関係人として参加しておりません（本訂正報告書参照）。また、林宏子氏についても、創業家一族であることに鑑み、疑義を避けるために平成20年9月19日開催の取締役会の議決には参加しておりません（本訂正報告書参照）。但し、林勝哉氏及び林宏子氏は、決議の前までオブザーバーとして取締役会に出席し、その後退席しております（本訂正報告書参照）。

<中略>

（注3） 本訂正報告書によれば、対象者は、平成20年9月5日、大江橋法律事務所から、要旨「8月31日付計画は、KPMG FASの算定価格を低くする目的で作成されたものであると判断される可能性が十分あり、社外取締役らが善管注意義務違反に問われる可能性も十分に存在する。」という内容の法律意見書のドラフトを受領しました。そして、本訂正報告書によれば、社外取締役らが、大江橋法律事務所にその趣旨を確認したところ、7月22日付計画の位置づけについての見解の相違が原因であり、その点について十分な理解が得られなかったため、法律意見書の正本は不要である旨を回答しました。

（注4） 対象者は、平成20年4月15日の取締役会で承認を受けた中期利益計画を基に、同年7月22日に事業計画を作成いたしました。当該事業計画は、取締役会の承認を得たものではなかったため、社外取締役が、同年8月、9月に当該事業計画の実現可能性を継続的に検討いたしました。その結果を踏まえて作成した実現可能数値を平成20年8月31日開催の取締役会及び平成20年8月13日開催の取締役会で決議しており、これらがKPMG FASによる算定結果及び株式会社コーポレートパートナーによる算定結果の基礎数値となっています（本訂正報告書参照）。なお、利益計画の作成及び株式価値算定の経緯については、「1. 公開買付けの目的」（5）買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び

利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 本公開買付けに至る意思決定過程における恣意性の排除」をご参照ください。

その後、対象者は、平成20年10月26日開催の取締役会において、賛同の意見を表明することを決定するまでの手続経過等に関して内部通報等がなされたことを踏まえ、委員会を設置し、かかる内部通報の真偽を含め、かかる手続経過等の事実関係の調査及びその評価を依頼することを決議いたしました。そして、委員会の調査結果を受け、対象者は、平成20年11月7日開催の取締役会において、①本公開買付けについての賛同の意見を一旦、撤回して、意見の再表明までの間、意見を留保すること、並びに、②あらためて、意思決定過程における透明性・公正性を最大限確保して、株式価値算定を行う際の基礎数値である利益計画の再検証を行った上、この結果を踏まえて、平成20年11月19日を目処として本公開買付けについての意見の再表明を行うことを決議しました。その後、上記のとおり、対象者は、委員会による調査結果や社内調査の結果判明した事実を勘案した結果、平成20年12月2日開催の取締役会において、当初の本公開買付けについての対象者の意見表明に至るプロセスには重大な利益相反行為が介在しているため、検証委員会による検証結果等を踏まえても、最終的な結論として本公開買付けについて賛同することができないことを決議いたしました。対象者の取締役会は、平成20年11月7日開催の取締役会及び平成20年12月2日開催の取締役会の決議に関して三井法律事務所より法的助言を受けております。

なお、林勝哉氏及び林宏子氏は、上記の平成20年10月26日、同年11月7日及び同年12月2日開催の取締役会の審議及び決議（同年10月26日開催の取締役会については、委員会の設置に関する審議及び決議、並びに、同年12月2日開催の取締役会については、意見表明に関する審議及び議決）には参加しておりません（本訂正報告書参照）。かかる取締役会の審議及び決議には、この2名を除く取締役3名（いずれも社外取締役）の全員が出席し、審議及び決議に参加した対象者の取締役全員一致で上記の決議が行われております（本訂正報告書参照）。

Ⅲ. その他

上記の公開買付期間の延長がなされる以前に既に応募された株券についても、延長後の買付条件等により買付けを行います。

以上